

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて九州厚生局長の指定を受けて診療を行っている保険医療機関です。

【九州厚生局長届出事項（施設基準）一覧】

- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料（乳腺ケア）
- ・婦人科特定疾患治療管理料（婦特管）
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料 1
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 3（外医 DX3）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 1（入医 DX1）
- ・診療録管理体制加算 2（診療録 2）
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・ハイリスク分娩等管理加算（ハイ分娩）
- ・データ提出加算 1（データ提）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 1
- ・入院ベースアップ評価料 188
- ・HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ 判定）
- ・保健医療機関間の連携による病理診断（連携診）
- ・産科管理加算 1（産 1）
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1（地薬供 1）

【ハイリスク妊産婦共同管理料について】

下記の保険医療機関とハイリスク妊婦又はハイリスク分娩に関する医学管理を共同で行います。

保険医療機関名：沖縄赤十字病院

住所：沖縄県那覇市与儀 1-3-1 電話番号：098-853-3134

【ハイリスク分娩管理加算について】

当院では、常勤医師 3 名以上、常勤助産師 3 名以上を配置し、産科医療保障制度に加入しております

令和 7 年度 分娩件数 845 件

常勤医師 3 名

助産師 18 名

【入院基本料について】

急性期一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 6

当病棟では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8 時～夕方 4 時まで、看護職員 7 人以上、1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
- ・ 夕方 4 時～深夜 12 時まで、看護職員 2 人以上、1 人当たりの受け持ち数は 18 人以内です。
- ・ 深夜 12 時～朝 8 時まで、看護職員 2 人以上、1 人当たりの受け持ち数は 18 人以内です。

【入院時食事療養費について】

当院では、入院時食事療養費(Ⅱ)を算定しており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）提供しております。

【特別の療養環境の提供について】

入院室料について
お部屋料金（1 日）

部屋	設備	自費入院 室料 ※1	保険入院 室料 ※2
相部屋 311. 312. 313. 318 号室	冷蔵庫・テレビ付 ※ シャワー、トイレ共用	13,000 円	0 円
個室（洋室） 202. 203. 205. 206. 207. 208. 302. 303. 305. 306. 307. 308. 309. 310 号室	シャワー・トイレ 冷蔵庫・テレビ付	18,000 円	7,000 円
個室（和室） 315. 316 号室	ト イ レ ・ 冷 蔵 庫 ・ テレビ付 ※シャワー共用	18,000 円	7,000 円
特室 301 号室	シャワー・トイレ 冷 蔵庫・テレビ付	30,000 円	20,000 円

※1 自費入院のお部屋料金（1 日）には 3 食の食事料金が含まれています。

※2 保険入院の場合には、お部屋料金（1 日）に加え 1 食 ¥550（食事負担額）をいただきます。

【診療の給付と直接関係のないサービス等】

(税込み)

休職・復職願い等の診断書	¥3,300
生命保険会社・外国の方の自国に提出する診断書等	¥5,500
マタニティスイミング・ヨガ等診断書	¥1,100
申請書・証明書・請求書等の書類	¥2,200
出生証明書・死産証明書	¥3,300
妊婦紹介状	¥3,300
領収書・診療明細書再発行	¥1,100～¥2,200
食事提供（食事療養以外/1食）	¥880
インフルエンザワクチン	¥3,960
RS ウィルスワクチン	¥33,000
麻疹ワクチン	¥5,500
風疹ワクチン	¥5,500
おたふくワクチン	¥7,150
水痘ワクチン	¥7,232
ロタワクチン	¥16,665
子宮頸がんワクチン（公費対象を除く）	¥29,700
B型肝炎ワクチン（公費対象を除く）	¥8,496
5種混合ワクチン（公費対象を除く）	¥21,252
小児肺炎球菌ワクチン（公費対象を除く）	¥13,105
B C G ワクチン	¥11,165
インフルエンザ予防投与（吸入粉末剤）	¥6,600
インフルエンザ予防投与（カプセル）	先発品（1個） ¥550 後発品（1個） ¥330
子宮がん検診	¥3,200
診療録の開示手数料	¥3,300
証明書	¥1,000
コピー代（1枚）	¥11
分娩セット （脱脂綿・膿盆・ガーゼ・臍帯クリップ・ベビー吸引器）	¥4,500
産褥セット （ナプキン・清浄綿・ベビーお尻ふき・T字帯・防水シート）	¥4,000
ナプキン（1袋）	¥700
腹帯	¥750
お尻ふき（1袋）	¥240
K2シロップ（1個）	¥300
紙パンツ（1枚）	¥300
軟膏容器代	¥50

【長期収載品について】

令和8年6月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合、特別の料金の支払額が、4分の1相当から2分の1相当へ変更となります。

- ・特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金のことを言います。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を通常の1割～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。
- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

【後発医薬品（ジェネリック医薬品）について】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に取り組んでいます。また、医薬品の供給不足や不安定な場合には、在庫状況に応じた治療計画の見直しができる体制を整えています。なお、状況に応じて患者様への投与する薬剤が変更となる可能性があります。

また、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤成分をもとにした一般名処方をしています。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方で処方することによって、患者様に必要な医薬品を安定的に供給できるようにしております。

ご不明な点がございましたら、医師又は薬剤師へお尋ねください。

【明細書発行体制について】

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方には、明細書を無料で発行することとしております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

厚生労働大臣が定める施設基準届出が必要な手術の年間実施件数

(令和7年1月～令和7年12月)

※下記記手術の実施件数はありません

【区分1に分類される手術】

黄斑下手術等、鼓室形成手術等、肺悪性腫瘍手術等、経皮的カテーテル心筋焼灼術 肺静脈隔離術

【区分2に分類される手術】

靱帯断裂形成手術等、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、尿道形成手術等、角膜移植術 肝切除術等、子宮附属器悪性腫瘍手術等

【区分3に分類される手術】

上顎骨形成術等、上顎骨悪性腫瘍手術等、パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） 母指化手術等、内反足手術等、食道切除再建術等、同種死
体腎移植術等

【区分4に分類される手術】

腹腔鏡下食道噴門部縫縮術、腹腔鏡下胆管切開結石摘出術、腹腔鏡下胆嚢摘出術、腹腔鏡下 総胆管拡張症手術、腹腔鏡下肝嚢胞切開術、腹腔鏡下
脾固定術、腹腔鏡下脾摘出術、腹腔鏡 下腸管癒着剥離術、腹腔鏡下腸重積症整復術、腹腔鏡下小腸切除術、腹腔鏡下虫垂切除術、 腹腔鏡下結腸切
除術、腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術、腹腔鏡下全結腸・直腸切除嚢肛門吻合 術、腹腔鏡下人工肛門造設術、腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術、腹腔鏡
下腸閉鎖症手術、腹腔鏡下人工肛門閉鎖術、腹腔鏡下腸回転異常症手術、腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術、腹腔鏡 下直腸切除・切断術、腹腔鏡下
直腸脱手術、腹腔鏡下鎖肛手術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡 下副腎髄質腫瘍摘出術、腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術、腹腔鏡下腎部分切除術、腹腔
鏡下腎嚢 胞切除縮小術、腹腔鏡下腎嚢胞切除術、腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術、腹腔鏡 下腎盂形成手術、腹腔鏡下移植用腎採取術、
腹腔鏡下膀胱部分切除術、腹腔鏡下膀胱脱手 術、腹腔鏡下尿膜管摘出術、腹腔鏡下膀胱内手術、腹腔鏡下尿失禁手術、腹腔鏡下内精巣静 脈結紮術、
腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術、腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術、 胸腔鏡下交感神経節切除術、漏斗胸手術、胸腔鏡下試験開胸術、
胸腔鏡下試験切除術 胸腔鏡下胸管結紮術、胸腔鏡下縦隔切開術、胸腔鏡下拡大胸腺摘出術、胸腔鏡下縦隔悪性 腫瘍手術、胸腔鏡下肺切除術、
胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術、胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術、 胸腔鏡下肺縫縮術、胸腔鏡下食道憩室切除術、腹腔鏡下食道憩室切除術、胸腔鏡下先
天性 食道閉鎖症根治手術、胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術、縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術、腹腔鏡下 食道アカラシア形成手術、腹腔鏡下食道静脈瘤手
術、胸腔鏡下横隔膜縫合術、胸腔鏡下心膜 開窓術、心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術、不整脈手術、腹腔鏡下リンパ節群郭清術、腹腔鏡下ヘル
ニア手術、腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術、腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル 腹腔内留置術、腹腔鏡下試験開腹術、腹腔鏡下試験切除術、腹
腔鏡下汎発性腹膜炎手術、腹 腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術、腹腔鏡下 胃吊上げ固定術、胃捻転
症手術、腹腔鏡下胃局所切除術、腹腔鏡下胃切除術、腹腔鏡下噴門 胃切除術、腹腔鏡下胃全摘術、腹腔鏡下食道下部迷走神経切除術、腹腔鏡下食
道下部迷走 神経選択的切除術、腹腔鏡下胃腸吻合術、腹腔鏡下幽門形成術、腹腔鏡下噴門形成術、 腹腔鏡下造膈術、腹腔鏡下膈断端拳上術、陰嚢
内固定術、腹腔鏡下造膈術、腹腔鏡下子宮内膜 症病巣除去術、腹腔鏡下子宮筋腫摘出術、腹腔鏡下子宮膈上部切断術、腹腔鏡下膈式子宮全摘 術、
腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術、子宮附属器癒着剥離術、卵巣部分切除術、卵管結紮術、卵 管口切開術、腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術、子宮附属器
腫瘍摘出術、卵管全摘除術、卵管腫瘍 全摘除術、子宮卵管留血腫手術、腹腔鏡下卵管形成術、子宮外妊娠手術、性腺摘出術

【その他の区分に分類される手術】

人工関節置換術及び人工股関節置換術、乳児外科施設基準対象手術 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 冠動脈、大動脈バイパス移植
術及び体外循環を要する手術 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術

●その他

▶医療相談について

当院では、患者様の疑問・不安等に適切に対応し、よりよい医療サービスを提供することを目的に『医療相談室』を設けております。利用希望の方は、外来診療時間内（平日 9 時～17 時半/土曜 9 時～12 時半）に受付へお申し出ください。

- ・ 妊娠、出産に伴う悩み
- ・ 治療に関する相談
- ・ 医療費、保険、公的サービス等の相談
- ・ 栄養相談
- ・ 当院へのご意見や苦情
- ・ 心理相談
- ・ 個人情報に関する相談

▶医療 DX 推進体制に関するお知らせ

当院では医療 DX 推進の体制に関する以下の事項について施設基準を満たしております。

- ・ 当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております
- ・ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります
- ・ 算定した診療情報の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しております

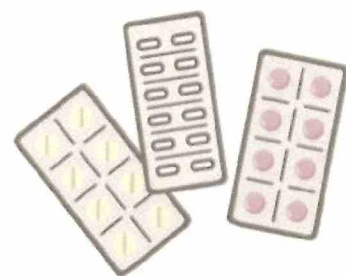
長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

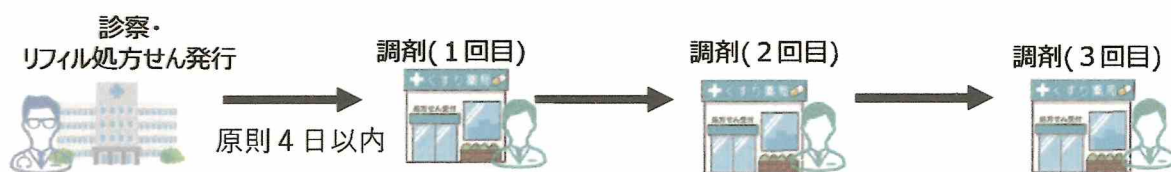
のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

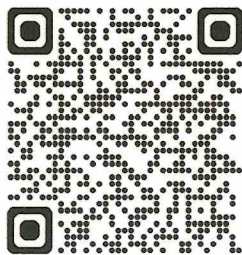
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare